

議案第123号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第9条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものという。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第10条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第38条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第63条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

#### (提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

## つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第9条（略）  <u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第9条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上</u>の距離を保つこと。</p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するものほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p>第10条 <u>一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準に</u></p> <p><u>(サウナ設備)</u></p> <p>第10条 <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）</u>  <u>の位置及び構造は、次に掲げる基準に</u></p>	<p>第1条—第9条（略）</p>

よらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

第11条—第38条の6 (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第38条の7 つくば市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第38条の8—第62条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)—(7) (略)

(8) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(9) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

よらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

第11条—第38条の6 (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第38条の7 つくば市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器 感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第38条の8—第62条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)—(7) (略)

(8) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(10)—(19) (略)  
第64条 (以下略)

(9)—(18) (略)  
第64条 (以下略)

# 議案第 123 号

## つくば市火災予防条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市消防本部予防課

### ○ 制定・改廃の経緯及び内容

消防庁の定める火災予防条例（例）の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため、条例の改正を行うものである。

改正の背景として、近年のサウナブームを受けて、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じたため改正を行う。また、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記し、併せて改正を行う。

### ○ 他自治体の状況等

周辺の自治体（筑西市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村、つくばみらい市、守谷市、常総市、土浦市、日立市）においては、令和 8 年 3 月 31 日施行に向け調整をしている。

### ○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

### ○ 根拠法令及び関係法令等

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（令和 7 年総務省令第 101 号）（令和 7 年 11 月 12 日公布、令和 8 年 3 月 31 日施行）

### ○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

多様化する設備に合わせた基準とすることにより火災予防に資する。